

建設現場における「働き方改革」関連施策の浸透状況調査（2021年1月）

・該当箇所をチェック☑してください
 ・回答欄の○は単一回答、□は複数回答可
 ・「※」印の付いた質問項目は必須項目

Q1 所属団体名（貴社の所属する団体にチェックしてください） ※必須、複数回答可

<input type="checkbox"/> 関東圧接業協同組合	<input type="checkbox"/> 東京都管工事業協同組合連合会	<input type="checkbox"/> 東日本基礎工業協同組合	<input type="checkbox"/> 全国クレーン建設業協会（関東地域）
<input type="checkbox"/> 全国建設室内工事業協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 全国コンクリート圧送事業団体連合会（関東圧送連合会）	<input type="checkbox"/> ダイヤモンド工事業協同組合（関東・甲信支部）	<input type="checkbox"/> 全国タイル業協会（関東支部）
<input type="checkbox"/> 関東鉄筋工事業団体連合会	<input type="checkbox"/> 全国道路標識・標示業協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 全国防水工事業協会（関東・甲信支部）	<input type="checkbox"/> 日本アンカー協会（関東支部）
<input type="checkbox"/> 日本機械土工協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 日本基礎建設協会（関東支部）	<input type="checkbox"/> 関東建設インテリア事業協同組合	<input type="checkbox"/> 東京建設躯体工業協同組合（関東地域）
<input type="checkbox"/> 日本型枠工事業協会（関東地域）	<input type="checkbox"/> 関東甲信越板金工業組合協議会	<input type="checkbox"/> 日本左官業組合連合会（関東ブロック会）	<input type="checkbox"/> 日本造園建設業協会（関東甲信総支部）
<input type="checkbox"/> 日本塗装工業会（関東ブロック）			

Q2 貴社の本社所在地 ※

- 茨城県 ○ 栃木県 ○ 群馬県 ○ 埼玉県 ○ 千葉県
 ○ 東京都 ○ 神奈川県 ○ 山梨県 ○ 長野県

Q3 貴社の資本金 ※

- 個人 ○ 1,000万円未満 ○ 1,000万～3,000万円未満 ○ 3,000万～5,000万円未満
 ○ 5,000万～1億円未満 ○ 1億～5億円未満 ○ 5億円以上

Q4 貴社の従業員数 ※

- 2人以下 ○ 3～5人 ○ 6～10人 ○ 11～20人
 ○ 21～30人 ○ 31～50人 ○ 51～100人 ○ 101人以上

Q5 貴社の発注別の売上比率（総売上額に占める概算の比率について該当箇所をチェックしてください）

	総売上額に占める比率					
	0%	1～25%	26～50%	51～75%	76～99%	100%
公共建築	○	○	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○	○	○
そのほか	○	○	○	○	○	○

1. 休日・適正工期の確保について

建設産業の担い手不足が顕在化する中で、建設業でも週休2日の実現、労働時間の削減などを進める「働き方改革」が急務となっています。大手ゼネコンで組織する日本建設業連合会（日建連）は、「2019年度末までに4週6閉所以上を実現することを中間目標とし、2021年度末までにすべての事業所で週休2日（土日閉所）を実現させる」目標を掲げています。また、全国建設業協会（全建）は、4週8休の確保を最終目標とし、2018年度から「毎月プラス1日」の休日確保を努力目標としてきました。

これらの実現には、公共・民間の発注者による理解とともに、休日や適正工期の確保に向けた、従来の慣習にとらわれない建設業自体の変革が欠かせません。現在の貴社の取り組み、元請とのやりとりや指導・要請等についてお聞かせください。

Q6 貴社の就業規則の作成状況について

- 作成している 作成していない そのほか（ ）

Q7 Q6で「作成していない」と回答した方はその理由を教えてください

- 作成する必要がない（従業員数が10人未満である） 就業規則の作成方法が分からない
 就業規則を知らない そのほか（ ）

Q8 貴社の社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について

- 3保険とも加入済み 3保険いずれかに加入 未加入 そのほか（ ）

Q9 Q8で「未加入」と回答した方は社会保険加入に当たり、どのような課題があるとお考えですか

- 元請企業の理解が得られない、法定福利費が支払われない 他社との価格競争に不安がある
 技能者自身が社会保険への加入を拒んでいる そのほか（ ）

Q10 貴社の週休2日の実施状況について

- 完全週休2日（毎週2日休） 4週8休（4週間で8日休 ただし「完全週休2日」を除く）
 4週7休（4週間で7日休） 4週6休（4週間で6日休） 4週5休（4週間で5日休）
 不定休 そのほか（ ）

Q11 Q10で「完全週休2日」「4週8休」以外を選択した方は、週休2日制実施に当たってどのような課題があるとお考えですか

- 元請の理解が得られない 工期が十分でない 業種上、仕事を途中で止められないため休日が取れない
 技能者への給与が目減りしてしまうが、その補填ができない そのほか（ ）

Q12 貴社の人材確保・育成に関する課題について（複数回答可）

- 若年労働者が入職してこず、高齢化が進んでいる
 若年技能者を採用したくても、学校とのパイプがない
 技能者の引き抜きが起きている
 職業訓練校など技能者を育成する施設が近くになく、訓練を実施できない
 技能者の人手が不足しており、訓練に出すことができない
 そのほか（ ）

■以下、Q13～Q27は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q13～Q17

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q18～Q22

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q23～Q27

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事実績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。

＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請である場合＞

Q13 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q14 見積依頼を受ける際に、週休2日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q15 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q16 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか（日本建設業連合会では、「2019年度末に4週6閉所以上を実現する」目標を掲げています）

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q17 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請である場合＞

Q18 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q19 見積依頼を受ける際に、週休2日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q20 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q21 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか（全国建設業協会では、4週8休の確保を最終目標とし、2018年度から「毎月プラス1日」の休日確保を努力目標としています）

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q22 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請である場合＞

Q23 元請からの見積依頼の際に、工事の着手・完成の時期について、書面による条件提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q24 見積依頼を受ける際に、週休2日ベースでの見積もりの要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q25 見積提出後、工期を決定する際に、元請から質疑・協議を行う場を与えられましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q26 適正な休日が確保できるような工期での契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q27 建設業界では、建設業団体や行政などが推進役となり、2017年度ごろから働き方改革に取り組んでいます。当時と比べ、「4週6閉所以上」の現場は増えていますか

	増えている	変わらない	減っている
公共建築	○	○	○
公共土木	○	○	○
民間建築	○	○	○
民間土木	○	○	○

2. 請負代金等について

建設現場の担い手確保のためには、必要となる法定福利費や労務費などが確実に支払われ、現場技能労働者の年収アップ、処遇改善につながる取り組みが必要です。一方で、週休2日の定着を進めるに当たって、稼働日が減ることにより、「日給制」の建設技能者の収入が減少することは避けなければなりません。

日本建設業連合会（日建連）では、社員化等による日給制から月給制への移行とともに、元請と下請の企業が週休2日による年収減少分の補填を実施するとしています。具体的には、下請契約を締結する際に、週休2日や新たな工期設定に伴う追加費用等を請負代金に適切に反映させるとともに、公共工事設計労務単価や法定福利費、建設業退職金共済制度活用のための費用などを含めた適正な契約を行うとしています。

また、日建連会員企業は、社員化や月給制への移行に消極的な下請企業に対して、なるべく下請け発注を見送ることとしています。

そこで元請との見積・契約等について、現状や元請とのやりとり、元請からの指導・要請等についてお聞かせください。

Q28 現場技能者に採用している給与形態（月給、日給月給等）について

- 月給（固定給） 日給月給（欠勤分を差し引いた月給） 月給（基本給）+歩合給 年俸
 そのほか（ ）

Q29 Q28 で「日給月給」「そのほか」と回答した方にお聞きします。社員化や月給制の導入に取り組んでいますか

- 取り組んでいる これから取り組む予定である 取り組むつもりはない

Q30 元請への見積提出に当たって、労務費や法定福利費などを明記した標準見積書や請負代金内訳書などを提出していますか

- 提出している 概ね提出している あまり提出していない 提出していない

Q31 Q30 で「提出している」「概ね提出している」と回答した方にお聞きします。元請からの価格交渉があり見積金額を変更した場合、変更後の見積金額について上記の見積書・内訳書などを再提出していますか

- 提出している 概ね提出している あまり提出していない 提出していない

■以下、Q32～Q58 は、貴社と貴社の元請企業とのやりとり等について、元請の所属団体別にお聞きします。

元請の所属団体が

「日本建設業連合会会員（全国ゼネコン等）」の場合 →Q32～Q40

「建設業協会会員（地元ゼネコン）」の場合 →Q41～Q49

「そのほか（日建連会員でも建設業協会会員でもない）」の場合 →Q50～Q58

工事の発注別について

工事の発注別（公共建築、公共土木、民間建築、民間土木）については、貴社の工事实績のある行のみチェックしてください。

例えば、「民間土木をやっていない」場合は、民間土木の行はチェックしないでください。

＜日本建設業連合会会員（全国ゼネコン）が元請企業である場合＞

Q32 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q33 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q34 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q35 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q36 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q37 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q38 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q39 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q40 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜建設業協会会員（地元ゼネコン等）が元請企業である場合＞

Q41 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q42 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q43 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q44 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q45 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q46 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q47 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q48 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q49 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

＜そのほか（日建連会員・建設業協会会員以外）が元請企業である場合＞

Q50 元請からの見積依頼の際に、請負代金に関わる条件等について、書面による提示がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q51 見積依頼の際に、元請から公共工事設計労務単価を交付され、これに沿って適切に見積もるよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q52 公共工事設計労務単価の引き上げにかなう適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q53 元請から、標準見積書などの提出により法定福利費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q54 標準見積書を提出した場合に、法定福利費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q55 元請から、標準見積書などの提出により労務費の内訳を明示するよう求められましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q56 労務費の内訳を明示した標準見積書を提出した場合に、その見積もりを尊重した契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q57 見積依頼の際に、元請から建設業退職金共済制度の活用について、必要な経費を考慮するよう要請がありましたか

	あった	概ねあった	あまりなかった	なかった
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

Q58 建設業退職金共済制度について、必要な経費を含めた適切な契約がされていますか

	されている	概ねされている	あまりされていない	されていない
公共建築	○	○	○	○
公共土木	○	○	○	○
民間建築	○	○	○	○
民間土木	○	○	○	○

ご協力ありがとうございました。

※WEBからの回答を原則としてお願いしておりますが、どうしてもWEB上での回答が困難な場合は

FAXでの回答も可能です。 FAX送付先 関東建専連 FAX 03 (3845) 6556